健全な財政を確保するために

では、この財政危機をどう克服しようとしているのか、みてみましょう。

冒頭にも述べましたが、市では、この財政危機打開のため、ことし九月に、庁内に「向日市財政健全化委員会を設置し、財政状況の分析、今後の打開策を検討してきました。その結果、十一月中旬に、財政の健全化計画をまとめました。

健全化計画の骨子は前のページのとおりです。

この健全化計画は、一定の行政水準を維持しながら収支の均衡を回復させるとともに赤字の原因となる財政構造や改善するものです

そして、経常的経費を節減し、歳入の増加をはかって、財政構造を占う経常収支比率を九〇%台から八〇%台に落とし、市民の福祉を高める投資的事業に充当できる財源を確保しようとするものです。

その具体的な内容をみてみますと、歳入の面においては、市税収入の増加に努めるとともに、使用料や手数料、また保育料等について他市町村との均衡・実態を考慮し、適正化に努めることにしています。

また歳出面においては、人件費をはじめとして、物件費・補助費等、すべての歳出について洗い直しが行われます。

先にも説明しましたが、市の財政は昭和五十年度にも危機に直面しています。

このときは、その財政危機が全国的なものであり、国の援助が得られ、内部的には人件費を除いた費用の節減で努力してきました。

しかし、今回の計画には人件費にまで節減計画が含まれているのが特徴です。

計画は、今年度（五十五年度）から五十八年度までの四年間とされており、計画に基づく財政運営が進むと、市の財政状況は別表のようになります。

つまり、健全化計画の最終年度（五十八年度）には単年度収支額で約二億一千四百万円の黒字となります

しかし、裏でもわかるように、前年度からの累積赤は まだ約五億四千四百万円も残っています。

これは、歳出総額の中に市が三か年（五十五年～五十七年）の実施計画に基づく事業を完全に実施した場合の費用が含まれているためです。実際の財政運営においては、財政収支を見きわめながら運営を行っていきますから、事業の取捨選択は行われます。

つまり、数多くある事業も、その緊急度および財源度を考える中で、重点的かつ効率的に実施されることになります。

このため、今後においては、不本位ながらもこれまでのように市民のみなさんの要望・要求に的確に応えられない場合も生じることは避られないといえます。

市民のみなさんには、大変ご迷惑をおかけすることになりますが、市財政のおかれている状況をご理解いただき、市財政健全化のためご協力いただきますようお願いいたします。

財政計画総括表　（単位：百万円・%）

昭和 年度	54	55		56		57		58	
区分 比較	決算額	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後	対策前	対策後
A 歳入総額	7,319	7,101	7,101	9,673	9,673	10,276	10,276	8,695	8,695
B 歳出総額	7,298	7,153	7,084	10,267	9,953	11,492	10,754	9,634	8,481
C 単年度収支額（A－B）	21	△ 52	17	△ 594	△ 280	△1,216	△ 478	△ 939	214
D 繰上充用金	——	——	——	52	——	646	280	1,862	758
E 実質収支額（C－D）	21	△ 52	17	△ 646	△ 280	△1,862	△ 758	△2,801	△ 544
経常収支比率	90.1	94.2	92.8	94.2	88.9	96.8	86.2	96.3	82.0
公債費比率	10.7	11.8		11.3		15.0		15.9	

なぜ経常収支比率を80%にするのか

いままで、市民のみなさんとともに市の財政状況についてみてきましたが、聞きなれない言葉も多く、わかりにくかったと思います

最後にもう一つ、健全化計画の基本目標となっている〝経常収支比率を80%に〟について説明しておきましょう。

市の財政は、市税（都市計画税を除く）・地方交付税・地方譲与税等の経常的な一般財源収入をもって、人件費・物件費・維持補修費・扶助費・補助費・公債費等の経常的な経費を賄わなくてはなりません。

そして、経常的な収入を経常的な経費に充当した残りの財源を臨時的経費（備品の購入やアルバイト賃金等）や投資的経費（建設事業・失業対策事業）に充当しています。

この臨時的・投資的経費は、市が任意で行う事業であって、市民の暮らしや生活を守る重要な費用であります。

したがって、経常的な支出に充てる一般財源が、経常的収入に占める割合が高いほど、財政構造の弾力性が失われ、わずかな歳出増によってたちまち、赤字が発生することにもなります。この弾力性を表わす比率を〝経常収支比率〟といいます。

これを、もっとわかりやすく説明するために、皆さんの家計にあてはめて説明します。

家計では、市でいう経常的収入のうち市税は、給料手当であり、地方交付税は、親からの定期的な援助にあたります。

また、経常的経費のうち人件費や物件費は、衣食住に必要な食費、光熱水費、家賃等であり、維持補修費は、修繕料で、扶助費は教育文化費、公債費はローンの返済と考えられます。

したがって、衣食住に必要な経費やローンの返済が、多額になるほど、苦しい家計で、耐久消費財（自動車や家具・電化製品）の購入やレクリエーション等の費用にあてることができなくなり、文化的な生活をおくることができないということです。

そこで、向日市の経常収支比率をみると、昭和五十年度の一〇八・三パーセントを最高に年々低下しているものの、昭和五十五年度の見込み比率は九四・二パーセントと見込まれ、その後もだんだん高くなると予測され、ますます財政の弾力性を欠き、財政上非常に危険な状況に追い込まれ、自力では、回復できなくなるものと思われます。

したがって、少々の社会的・経済的変化があっても、それを切り抜けて行くことができる財政構造にもっていき、これを維持していかなければなりません。

市民サービス（教育・福祉や都市基盤整備）の極端な変化をきさず、将来の社会的・経済的変化にまがりなりにも対応できる財政構造を維持するためには、経常収支比率を通常七〇～八〇パーセントにすることが必要といわれ、本市にあっては、八〇パーセント程度になるようにしたく思います。

先にも説明しましたように、経常収支比率は、経常的な一般財源収入と経常的な経費に充当する一般財源の比率であるため、建設事業をゼロ（実施計画計上の事業を全部やめる）にしても、まったく比率は低下しません。

したがって、経常収支比率を低下させ、財政に弾力性をもたせるためには、収入面では、地方交付税の増額を国に働きかけることはいうまでもなく、市税においても増収を考えなくてはなりません。

また、支出面では、再度事務事業の総点検を行い、少ない財源を効率的に運用しなければなりません。

（市財政）		（家計）
市税	経常的収入	給料・手当
地方交付税 地方譲与税 等		定期的な親の援助
国・府支出金	臨時的収入	臨時的な親の援助
繰入金 市債		預金の引き出し 借入金（ローン）
義務的支出：人件費	経常的支出	食費
義務的支出：扶助費		教育文化費
義務的支出：公債費		ローン返済
物件費		光熱水費・家賃
維持補修費		修繕料
アルバイトの雇入 備品の購入 等 建設事業 失業対策事業	臨時的投資的支出	耐久消費財の購入 家の新築・増改築 等

赤字再建団体とは

国が定める財政再建団体とはどのようなものをいうのでしょう。

これは、昭和三十年十二月に施行された、地方財政再建促進特別措置法に基づいて行われるもので、市の赤字額が、その標準財政規模（市が通常水準の行政活動を行ううえに必要な一般財源の総量）の二〇%を超えると、赤字再建団体となり、国の指導監督のもとに国の認めた財政再建方法を取らなければ地方債を起こすことができないということになります

このため、実質的には、この法律の適用を受け再建団体にならなければ、市独自では財政運営はできなくなります。

この法律の定めによれば本市の場合、昭和五十七年度の標準財政規模は約五十四億二千四百万円、その二〇%は約十億八千四百万円となります。したがって、これ以上の赤字を出すと再建団体に陥らざるをえません。

上の表によりますと、五十七年度には、このボーダーラインをはるかに超えた赤字額となります。

そのため、市としては、市民のみなさんのご理解とご協力を得て、抜本的な財政危機打開のための対策をとっていきます。

車の予備ガソリン積載　危険　ガソリンの保管・貯蔵

ポリ容器に予備ガソリンを入れて車を走らせてはいけません。
違反すると消防法により罰せられます。

また、ガソリンスタンドでは容器の詰替え販売は禁止されています。

——消防本部——

マイカーなど車両への予備ガソリンの積載は、基準に合った鋼製ドラム缶（22ℓ以下）以外は、禁止されています。

レジャーや帰省の季節ですが、ポリ容器入りの予備ガソリンを積載して絶対走行しないでください。

また、ガソリン（20ℓ以上）、軽油・灯油（100ℓ以上）の貯蔵は消防法の基準に適合した施設が必要です。違反すると罰せられることがありますので、事前にご相談ください。